

概要版

八幡市高齢者健康福祉計画 及び第7期介護保険事業計画



平成30年3月
八幡市

1

計画策定の趣旨

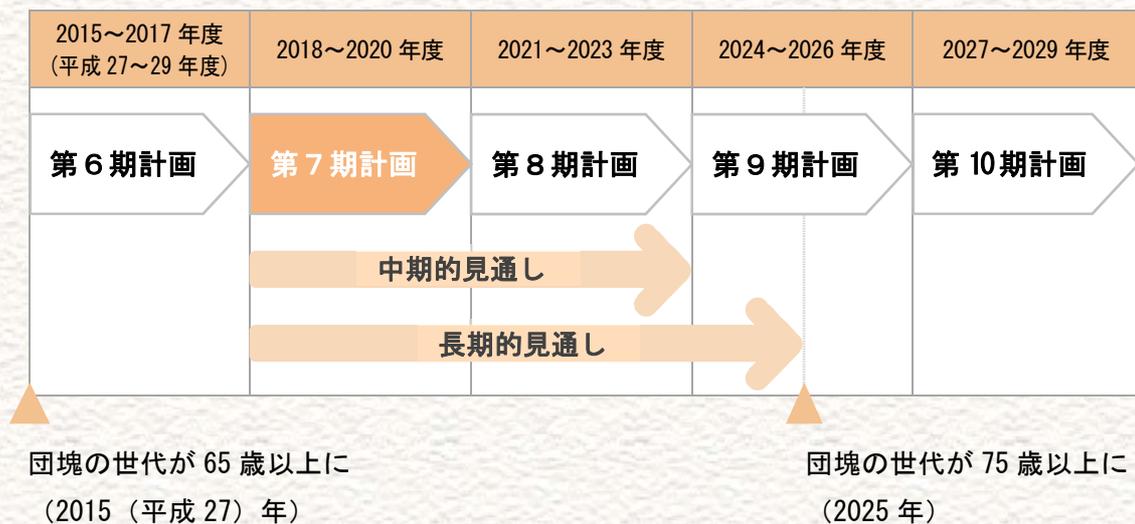
八幡市では、高齢者の保健福祉に関する施策を総合的に推進するため、3年を1期とする「高齢者健康福祉計画及び介護保険事業計画」を策定しています。

2017（平成 29）年度には、本計画の第6期計画期間（平成 27 年度～平成 29 年度）が終了することから、国や京都府の動向を踏まえつつ施策の実施状況や効果を検証した上で、団塊の世代が 75 歳以上になる 2025 年を見据え、「地域包括ケアシステム」の実現をめざす新たな計画を策定します。

2

計画の期間

本計画の対象期間は、2018（平成 30）年度から 2020 年度までの3年間とし、前計画から引き続き、団塊の世代が 75 歳以上になる 2025 年までの中長期的な視野に立った見通しを示しています。



3

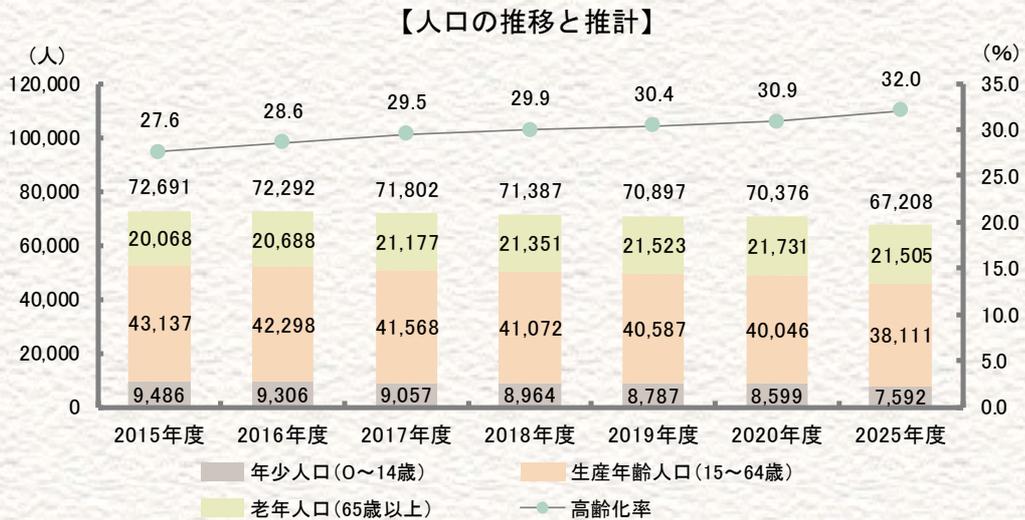
基本理念

前計画の基本的な考え方を踏襲し、地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、計画の基本理念を「健康いきいき、助け合いの心あふれるまち・八幡」とし、八幡市に暮らす高齢者が住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らすことができるまちづくりをめざします。

『健康いきいき、助け合いの
心あふれるまち・八幡』

4 人口の推移と推計

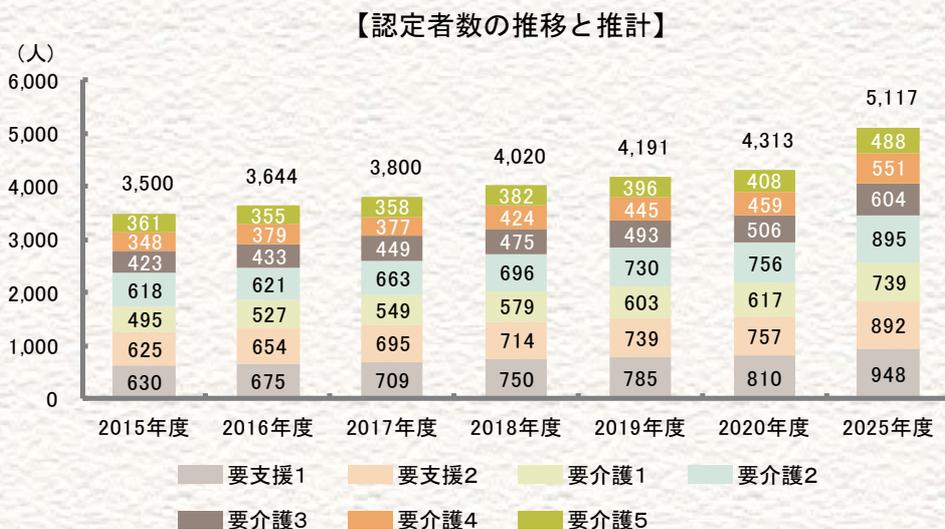
本市の総人口は減少傾向で推移しており、65歳未満の人口が減少する一方、65歳以上人口は増加傾向にあり、2017年度の高齢化率（総人口に対する高齢者人口の割合）は29.5%です。高齢化率は、年々増加し、2020年度には30.9%、2025年度には32.0%と推計します。



資料：2015年度～2017年度は住民基本台帳（各年9月末日現在）
2018年度～2020年度、2025年度はコーホート変化率法により算出

5 認定者数の推移と推計

要介護認定者は増加傾向にあり、2017年度には3,800人となっています。2020年度には4,313人、2025年度には5,117人と推計します。



資料：庁内資料、見える化システム

6 施策の体系



7

施策の方向性

基本理念を実現するため、次の6項目を基本目標として設定します。またそれら基本目標を達成するために、各基本目標に対応する基本施策を設定し、具体的に取り組を推進します。

基本目標

1

地域包括ケアの推進

医療、介護、福祉のサービスやさまざまな生活支援サービスを、どの地域でも継続的、包括的に提供できるよう体制づくりを推進します。また、ほっとあんしんネット（地域包括支援センター）の機能強化を図り、ネットワークの強化に努めます。さらに、地域ケア会議を充実します。

基本目標の方向性

- (1) 地域包括支援センターの機能強化
- (2) 地域福祉ネットワーク活動の推進
- (3) 相談体制と情報提供の充実
- (4) 医療と介護の連携

基本目標

2

健康づくりと介護予防の推進

地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防を推進し、高齢者が自立した生活を送り、自分らしくいきいきと暮らせるよう支援します。

地域の生活支援ニーズと資源の把握を行い、地域に根ざした介護予防や生活支援サービスの充実をめざします。

基本目標の方向性

- (1) 健康づくり・生活習慣病予防の推進
- (2) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進



基本目標

3

社会参加と生きがいの促進

高齢者の多様なニーズに応じた活動の場を提供するとともに、より多くの高齢者が地域の担い手として、積極的に参加できるよう、機会の拡充に努めます。

基本目標の方向性

- (1) 生涯学習の推進
- (2) 社会参加の推進
- (3) 雇用・就労対策の推進

認知症施策の推進と家族介護者への支援

認知症高齢者やその家族が安心して生活できる地域づくりに取り組みます。

また、高齢者の虐待防止について、地域での見守り活動など、早期発見のためのネットワークを強化します。

基本目標の方向性

- (1) 認知症支援の充実
- (2) 権利擁護の推進
- (3) 介護者への支援

安心して暮らし続けられる生活環境の整備

高齢者が安心して暮らせる生活環境を整備や、災害時の支援体制の整備、防犯・防災対策の推進を図ります。また、地域のニーズにあった多様な生活支援サービスを地域で提供し、高齢者の在宅生活の継続を支援します。

基本目標の方向性

- (1) 高齢者が活動しやすい生活環境づくり
- (2) 防災・防犯・交通安全対策の推進
- (3) 生活支援サービスの推進



介護保険サービスの質の向上と円滑な運営

介護給付の適正化に努め、限られた財源を効果的に活用し、適正なサービスを真に必要な人に提供していきます。

基本目標の方向性

- (1) 介護保険サービスの提供体制の充実
- (2) 介護サービスの質の向上と適正な運営



8

標準給付費、地域支援事業費の見込み

介護給付等対象サービスの見込量などを基に算出した各年度の保険給付費と地域支援事業費の見込みは、おおむね次の表のとおりです。

【総給付費の見込み】

(単位：千円)

区分	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
合計	4,608,686	4,767,895	4,955,775	5,447,821
在宅サービス	2,350,722	2,508,918	2,637,462	3,199,160
居住系サービス	403,390	403,572	462,908	465,543
施設サービス	1,854,574	1,855,405	1,855,405	1,783,118

【標準給付費の見込み】

(単位：千円)

区分	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
総給付費 (一定以上所得者負担の調整後)	4,605,191	4,820,010	5,069,754	5,572,519
特定入所者介護サービス費等 給付額(資産等勘案調整後)	165,000	165,000	165,000	165,000
高額介護サービス費等給付額	144,183	145,407	146,631	152,752
高額医療合算介護サービス費等 給付額	16,911	19,448	22,365	36,000
算定対象審査支払手数料	5,379	5,648	5,931	7,309
標準給付費見込み額 計	4,936,664	5,155,513	5,409,681	5,933,580

※小数点以下を四捨五入しているため、合計が合わない場合があります。

【地域支援事業費の見込み】

(単位：千円)

区分	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
地域支援事業費	252,743	265,391	276,855	378,311
介護予防・日常生活支援総合 事業費	166,407	176,055	187,519	267,213
包括的支援事業・任意事業費	86,336	89,336	89,336	111,098



第7期介護保険事業計画期間内の基準保険料は年額 63,000 円(月額 5,250 円)です。

区分	対象者	負担割合	年額保険料
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金(※1)の受給者で世帯全員が市民税非課税の方 ・世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額(※2)＋公的年金等収入額(※3)が80万円以下の方	基準額×0.40	25,200円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額＋公的年金等収入額が80万円を超え120万円以下の方	基準額×0.65	40,950円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額＋公的年金等収入額が120万円を超える方	基準額×0.70	44,100円
第4段階	本人が市民税非課税で世帯内に市民税課税者がいる方で、本人の前年の合計所得金額＋公的年金等収入額が80万円以下の方	基準額×0.90	56,700円
第5段階	本人が市民税非課税で世帯内に市民税課税者がいる方で、本人の前年の合計所得金額＋公的年金等収入額が80万円を超える方	基準額×1.00	63,000円
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以下の方	基準額×1.08	68,040円
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円を超え200万円未満の方	基準額×1.25	78,750円
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	基準額×1.50	94,500円
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の方	基準額×1.60	100,800円
第10段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上500万円未満の方	基準額×1.80	113,400円
第11段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上600万円未満の方	基準額×2.00	126,000円
第12段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上700万円未満の方	基準額×2.20	138,600円
第13段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が700万円を以上800万円未満の方	基準額×2.30	144,900円
第14段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上900万円未満の方	基準額×2.35	148,050円
第15段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が900万円以上1,000万円未満の方	基準額×2.40	151,200円
第16段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上の方	基準額×2.45	154,350円

※ 公費による低所得者の介護保険料の軽減強化により、平成27年度より第1段階の負担割合を軽減しております。

※1：「老齢福祉年金」とは、明治44(1911)年4月1日以前に生まれた方、または大正5(1916)年4月1日以前に生まれた方で一定の要件を満たしている方が受けている年金です。

※2：「合計所得金額」とは、収入金額から必要経費に相当する金額(収入の種類により計算方法が異なります)を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。

※3：「公的年金等収入」とは、国民年金・厚生年金・共済年金等課税対象となる種類の年金収入のことです。なお、障害年金・遺族年金・老齢福祉年金等は含まれません。

八幡市高齢者健康福祉計画及び第7期介護保険事業計画【概要版】

発行年月：平成30年3月

発行：八幡市 編集：健康部 高齢介護課

住所：〒614-8501 京都府八幡市八幡園内75

TEL：075-983-1111(代表)